

内閣府

○総務省令第三号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第四百四十四条の二十四の二第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

文部科学大臣 松本 洋平

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等) 第六十五条の二 [略]</p> <p>2 法第四十四条の二十四の二第二項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十五条第一項第五号八に掲げる業務若しくは同号へに掲げる業務(同号八に掲げる業務に附帯する業務に限る。)又は同項第六号に掲げる業務を行う場合</p> <p>〔七〕十一 略</p>	<p>(法第四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等) 第六十五条の二 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十五条第一項第五号八に掲げる業務または同号へに掲げる業務(同号八に掲げる業務に附帯する業務に限る。)を行う場合</p> <p>〔七〕十一 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、令和八年六月一日から施行する。